

次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び熊本市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 7 号）第 3 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山 政史

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名

熊本市新西部環境工場整備及び運営事業

(2) 事業の目的

熊本市（以下「市」という。）では、現西部環境工場（以下「現工場」という。）の老朽化に伴い、新たに可燃性の一般廃棄物（ごみ）を安全、安定的、経済的かつ衛生的に処理する一般廃棄物処理施設として新西部環境工場（以下「本施設」という。）の建設を計画している。一般廃棄物処理施設の運営コストは経年ごとに増加する傾向があり、長期的な運営計画の中でのコストダウンが重要視されている。したがって、公設民営（DBO）方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営 以下「DBO 方式」という。）により、本施設を整備し、同施設の完成後約 20 年間にわたって運営することで、一般廃棄物処理施設の有効かつ効率的な整備と長期間にわたる良好な運営を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。

(3) 事業予定地

熊本市小島二丁目及び熊本市城山薬師二丁目の各一部

(4) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 本施設の設計・施工期間：工事請負契約締結から平成 28 年 2 月末まで

イ 現工場（本施設干渉部分）の解体工事及び関連外構工事完了：平成 28 年 9 月

ウ 本施設の運営期間：平成 28 年 3 月 1 日から平成 48 年 3 月末までの 20 年 1 ヶ月

2 担当部局

本事業において入札等の事務を担当する部局（以下「担当部局」という。）は以下のとおりとする。

担当部局	熊本市環境保全局環境事業部環境施設整備室
郵便番号	〒860-8601
住 所	熊本市手取本町 1 - 1
電 話	096-328-2431（直通）
F A X	096-359-9945
電子メール	kankyoushisetsu@city.kumamoto.lg.jp

また、市は、本事業に関して担当部局が行う事務に対する助言を行うものとして、以下のアドバイザーを置く。

株式会社日本総合研究所
復建調査設計株式会社
西村あさひ法律事務所

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において技術提案書の提出を求め、応募者の提示する技術、専門的知識、創意工夫等と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件である。

4 事業内容等

(1) 事業内容

- ア ごみ焼却炉の方式は、全連続燃焼式ストーカ方式とする。
- イ 施設運転については、高い安全性、安定性及び省力化を図るため自動運転制御とする。
- ウ 効率的な運転管理が可能で、安全かつ快適な作業環境の整った施設とする。
- エ 最新の技術を導入した施設とし、公害防止関係諸法令の規制基準を十分満足するとともに周辺環境にも十分配慮する。
- オ 設計・施工及び運転・維持管理を通して長寿命化(35年の施設稼動)を目指す施設とする。
- カ ごみを焼却し、無害化、安定化を行う。
- キ ごみの焼却により生じる主灰及び飛灰の再資源化を行う。ただし、主灰の再資源化は、本事業の範囲外とし、市が別途行う。
- ク ごみの焼却により生じた余熱等のエネルギーの有効利用を図るため、高効率発電を行い、周辺施設への電力及び熱供給を行う。
- ケ 環境学習の起点となる施設として整備し、児童・生徒、学生及び一般見学者等の学習・啓発等に貢献する。

(2) 事業手法

本事業は、DBO方式で実施するものとし、市は、本施設の設計・施工に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。なお、本施設の整備については、環境省「循環型社会形成推進交付金」（以下「交付金」という。）の対象事業として予定している。

民間事業者は、単独又は異工種建設工事共同企業体（以下「異工種JV」という。）を設立し、本施設の設計・施工（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

さらに、民間事業者は、特別目的会社（以下「運営事業者」という。）を設立し、約20年間にわたって、本施設の運転・維持管理・補修等の業務（以下「運営業務」という。）を行う。

(3) 契約の形態

市は、本事業について民間事業者に設計・施工業務及び運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定及び基本契約（以下「基本契約等」と

いう。)を民間事業者と締結する。

また、市は、基本契約等に基づき、民間事業者のうち本施設の設計・施工業務を担当する者(以下「工事請負事業者」という。)と、本事業に係る工事請負契約(以下「工事請負契約」という。)を締結する。

また、市は、基本契約等に基づき、民間事業者のうち本施設の運営業務を担当する運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約(以下「運営業務委託契約」という。)を締結する。

また、市は、本施設から排出される飛灰の再資源化に関して、飛灰の運搬を担当する企業(以下「飛灰運搬企業」という。)と飛灰の運搬業務委託契約を締結する。

また、市は、飛灰の再資源化を担当する企業(以下「飛灰処理企業」という。)と飛灰処理委託契約を締結する。基本契約、工事請負契約、運営委託契約、運搬業務委託契約、飛灰処理委託契約の5つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

(4) 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う行政手続等に対して協力する。

ア 事前準備

落札者の決定後速やかに、運営事業者を設立する。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

イ 設計・施工業務

- (ア) 工事請負事業者は、市と締結する工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。
- (イ) 設計・施工については、土地の造成及び外構工事、解体工事、建築物及び建築設備工事、プラント工事、地盤改良工事及びその他の関連工事を含む。
- (ロ) 施工範囲の詳細は、要求水準書を参照すること。
- (エ) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、その他の関連業務、計画通知等の手続きに対する協力、書類整備等及び本施設の試運転(予備性能試験、引渡性能試験を含む。)を行う。

ウ 運営業務

- (ア) 搬入者への分別搬入ルールの説明・教示、処理対象物の受け入れ、受け入れた処理対象物の焼却処理、焼却処理等にて生成される副生成物(飛灰、主灰、主灰異物等)の貯留・保管等、本施設を用いて行う処理対象物の処理に係る業務を行う。
- (イ) 市が本事業の範囲外で行う主灰処理に影響を与えない良好な主灰の排出を行う。
- (ロ) 飛灰の運搬、山元還元(飛灰からの非鉄金属の回収等)による再資源化を行う。
- (エ) 上記業務を実施するために必要な各設備の運転及び各種の測定、測定結果の記録、並びに経常的な施設の保守管理を行う。
- (オ) 電気事業法(保安規程)その他電気関係法令による電気工作物の工事・維持及

び運転に関する保安業務を行う。

- (カ) 本施設の各設備・各機器の保守点検（法定・定期点検等含む。）、修理及び更新を行う。
- (キ) 本施設の各設備・各機器の清掃・整備作業を行う。
- (ク) 本施設の建屋（管理棟を含む。）、敷地内の維持管理、清掃作業を行う。
- (ケ) 本施設の保守管理上の日報・月報・年報の作成、その他統計事務の実施及び各種報告書等の作成を行う。
- (コ) 本施設の維持管理の記録、閲覧に係る業務を行う。
- (カ) 地元の（仮称）保全協議会への参加・出席・運営協力等を行う。
- (シ) 本施設の一般見学者への対応を行う。
- (ス) 周辺住民からの意見や苦情への対応に際し、市への協力を行う。
- (セ) 場外搬入道路、周辺道路の清掃作業を行う。
- (ソ) 本施設を運転することにより発生する余熱を利用した発電、発電した電力の本施設内利用、市が指定する市関連施設への電力供給（電気事業法で規定する特定供給による。）及び余剰電力（発電電力のうち、施設内利用及び市関連施設への電力供給分を除いた電力量をいう。以下同じ。）の売電を行う。
なお、余剰電力の取扱いについては、売電収入（新エネルギー等電気相当量を含む）等を民間事業者帰属とする。
- (タ) 新設余熱利用施設等への余熱供給とその設備（工場敷地内に限る。）の維持管理を行う。
- (チ) その他、本施設の運営に関する一切の業務を行う。

エ 運營業務終了時の引継業務

- (ア) 市は、事業期間終了後も本施設を継続して利用することを予定している。したがって、本施設の解体・撤去は本事業の範囲には含まない。
- (イ) 市は、事業期間終了の日の3年前の時期から、事業期間終了後の施設の運営方法について検討し、運営事業者は、市の検討に協力する。また、運営事業者は、当該検討に資する資料の提供、事業期間終了後の市又は市が指定する第三者による適切な運営を可能とするため、以下の業務等を行う。
 - (a) 本施設の運營業務に必要な書類（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び調達費用の内訳書等）の整備及び提出
 - (b) 事業期間終了時における本施設の維持管理補修計画の立案、市との協議等、事業期間終了後の適切な運営に向け必要な協力
 - (c) 市又は市が指定する第三者への引継ぎ
- (ウ) 本施設のプラント部分の設計・施工を行う企業は、特殊部品等の提供を含めた技術的協力を行う。

オ 地域経済への貢献

民間事業者は、施工に際して可能な限り、地元企業へ工事及び資材調達等の発注を行う。また、運営に際し地元雇用及び障がい者の就労機会等への配慮を積極的に行う。

カ その他

民間事業者は、本事業に係る交付金の申請手続きを含む行政手続きに協力する。

(5) 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

ア 用地の準備

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

イ 環境影響評価の実施

市は、熊本県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施する。

なお、民間事業者は、市が策定する「環境影響予測評価準備書」及び契約締結後に提示する「環境影響予測評価書」の内容を遵守する。

ウ 処理対象物の搬入

市は、広く市民・排出事業者等に対してごみの分別搬入ルール等に関する啓発及び指導を行うとともに、市の管理のもと収集される処理対象物の搬入を行う。市は必要に応じて本施設において搬入指導を行う。

エ 焼却主灰の処理

市は、主灰の処理を本事業の範囲外とし、別途実施する。

オ 本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階及び運営段階において、本事業の実施状況のモニタリングを行う。民間事業者は市が行うモニタリングに協力する。

カ 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情に対する対応を民間事業者の協力のもと行う。

キ 行政視察・施設見学者への対応

市は、本施設の行政視察への対応を行う。なお、民間事業者は、必要な資料の作成等の協力を行う。また、民間事業者が行う本施設の見学者対応に対し、市は、必要に応じて協力を行う。

ク 施設整備費及び運営費の支払い

市は、熊本市会計規則に基づき、施設整備費を原則、出来高に応じて年度ごとに工事請負事業者へ、運営費を運営期間にわたって毎月、運営事業者に支払う。

ケ その他

市は、本事業に係る交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応を行う。

5 応募者の審査及び選定

応募者の審査及び選定は、公平性、透明性の確保の観点から、「総合評価一般競争入札方式」で行うものとする。

まず、応募者が募集要項に規定する事業に参加するに足る資格を有していることを確認する。続いて応募者の提案内容が、本事業の目的を達成し、技術的観点等から市が要求する性能要件を満足することが見込める内容であることを確認する。最後に、非価格面及び価格面に関する総合評価を行い、落札者を選定する。

(1) 審査及び選定の手順

審査及び選定は段階的に実施する。応募者の審査に関しては、(3)に示す事業者審査委員会において審査及び評価を行うものとし、その結果を受けて、市が落札者を選定する。

(2) 選定スケジュール（予定）

落札者の決定までのスケジュールは、次を予定している。

ア 入札公告	平成 23 年 7 月 20 日
イ 募集要項（第 1 部）の公表	平成 23 年 7 月 20 日
ウ 資格審査に関する質疑提出締切	平成 23 年 7 月 27 日
エ 資格審査に関する質疑回答	平成 23 年 8 月 3 日
オ 募集要項（第 1 部）に関する質疑提出締切	平成 23 年 8 月 3 日
カ 資格審査申請書類の提出締切	平成 23 年 8 月 9 日
キ 資格審査結果の送付	平成 23 年 8 月 22 日
ク 募集要項（第 2 部）の送付	平成 23 年 8 月 22 日
ケ 募集要項（第 1 部）に関する質疑回答の送付	平成 23 年 8 月 22 日
コ 対話用資料提出締切	平成 23 年 9 月 2 日
サ 募集要項（第 2 部）に関する質疑提出締切	平成 23 年 9 月 2 日
シ 応募者との対話	平成 23 年 9 月 15 日 16 日
ス 対話の追加質疑提出締切	平成 23 年 9 月 21 日
セ 募集要項（第 2 部）に関する質疑回答の送付	平成 23 年 9 月 30 日
ソ 対話の追加質疑回答の送付	平成 23 年 9 月 30 日
タ 入札書類の提出締切	平成 23 年 11 月 4 日
チ 本審査の実施	平成 23 年 11 月～平成 23 年 12 月
ツ 総合評価の実施	平成 23 年 12 月 22 日
テ 基本協定の締結	落札者の決定後速やかに
ト 運営事業者の設立	落札者の決定後速やかに
ナ 契約詳細の協議	平成 24 年 1 月～平成 24 年 2 月
ニ 仮契約の締結	平成 24 年 2 月
ヌ 特定事業契約の締結	平成 24 年 3 月

(3) 事業者審査委員会の設置

市は、応募者の審査を実施するに当たって「熊本市新西部環境工場整備及び運営事業者審査委員会」（以下「事業者審査委員会」という。）を設置する。

審査委員は、以下のとおりとする。

委員	天本徳浩	(崇城大学工学部エコデザイン学科准教授)
委員	荒井喜久雄	(社団法人全国都市清掃会議技術部長)
委員	池上恭子	(熊本学園大学商学部教授)
委員	篠原亮太	(熊本県立大学環境共生学部教授)
委員	鳥居修一	(熊本大学大学院自然科学研究科教授)
委員	野本修	(西村あさひ法律事務所弁護士)
委員	堀洋一	(熊本市総務局次長)
委員	岡田浩	(熊本市企画財政局次長)
委員	山田利博	(熊本市環境保全局次長)

(4) 総合評価の方法

ア 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）の算出方法は次のとおりとする。

価格点＝価格点に配分された得点の満点×最低入札価格／入札価格

（最低入札価格：各最終審査対象者の入札価格のうち、もっとも低い価格。ただし、失格になった者の入札価格を除く。）

ただし、最終審査対象者のうち予定価格の3分の2以下の価格提示者がいた場合の算出方法は次のとおりとし、予定価格の3分の2以下の価格を提示した者の価格点は満点とする。

価格点＝価格点に配分された得点の満点×（予定価格の3分の2の価格）／入札価格

（価格点は、いずれの場合も小数第3位を四捨五入するものとする。）

イ 技術等に対する得点（以下「非価格要素点」という。）については、非価格要素点の算出方法（別添1）に従い評価するものとする。

ウ 総合評価は、入札者の価格点と非価格要素点を合計した値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

エ 総合評価点（100点満点）＝価格点（40点満点）＋非価格要素点（60点満点）とする。

6 募集要項

(1) 募集要項の構成

募集要項は、次のアからエまでの書類により構成される。これら書類は入札書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約当事者を拘束する条件となるものである。

ア 入札説明書

イ 要求水準書

ウ 契約書案

（基本協定書案、基本契約書案、工事請負契約書案、運營業務委託契約書案、運搬業務委託契約書案、飛灰処理委託契約書案）

エ 様式集（第1部、第2部）

(2) 募集要項（第1部）の公表

募集要項のうち、入札説明書、要求水準書及び様式集（第1部）（以下「募集要項（第1部）」という。）を次のとおり公表する。

ア 公表日：平成23年7月20日（水）

イ 方法：市のホームページにおいて公表する。

(3) 募集要項（第1部）に対する質疑・回答

募集要項（第1部）に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

ア 質疑の受付及び回答スケジュール

(ア) 提出期限

a 平成23年7月27日（水）午後5時00分まで（資格審査関連）

b 平成23年8月3日（水）午後5時00分まで（募集要項（第1部）全般）

(イ) 回答期限

a 平成23年8月3日（水）（資格審査関連）

b 平成23年8月22日（月）（募集要項（第1部）全般）

イ 質疑の方法

質疑のある者は、「資格審査に関する質疑書（様式第1号①）」及び「募集要項（第1部）に関する質疑書（様式第1号②）」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

ウ 回答方法

資格審査に関する質疑に対する回答は、市のホームページにおいて公表し、それ以外の回答については、資格審査を通過した応募者（以下、「資格審査通過者」という。）を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

(4) 募集要項（第2部）の送付

募集要項のうち、契約書案、様式集（第2部）（以下「募集要項（第2部）」という。）を資格審査通過者に対して送付する。

(5) 募集要項（第2部）等に対する質疑・回答

募集要項（第2部）に対する質疑・回答は、資格審査通過者を対象として実施する。

ア 質疑の受付及び回答スケジュール

(ア) 提出期限

平成23年9月2日（金）午後5時00分まで

(イ) 回答期限

平成23年9月30日（金）

イ 質疑の方法

質疑のある者は、「募集要項（第 2 部）に関する質疑書（様式第 9 号）」に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、上記の方法以外での問い合わせには応じない。

ウ 回答方法

募集要項（第 2 部）に関する質疑に対する回答は、資格審査通過者を対象として送付する。なお、提出のあった質疑に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、全ての質疑について回答するとは限らない。

7 応募者の参加資格要件

応募者は資格審査申請書の受付締切日において、以下の資格要件をすべて満たすこと。

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」という。構成員と協力会社を総称して以下「構成企業」という。）から構成されるものとする。
- イ 企業グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。
- ウ 構成企業にあっては、本施設のプラント部分の設計・施工を行う企業、本施設の運転・維持管理を行う企業を構成員として定めること。また、構成企業のうち本施設の建築部分の設計・施工を行う企業、土木部分の施工を行う企業、飛灰の処理先まで飛灰を運搬する企業、処理先において飛灰の処理を行う企業については、構成員又は協力会社として定めること。
- エ 応募者は、応募にあたり、構成員及び協力会社並びにそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- オ 代表企業、構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- カ 代表企業、構成企業のいずれかが、他の企業グループの代表企業、構成企業となることは認めない。ただし、本施設から排出される飛灰の運搬を担当する飛灰運搬企業、及び飛灰の再資源化を担当する飛灰処理企業についてはこの限りでない。
- キ 代表企業、構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社（以下、これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各法人は、それぞれ他の応募者になることはできない。
- ク 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 応募者の参加資格要件

- ア 構成企業

構成企業は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (ウ) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成 18 年告示第 105 号）第 3 条第 1 号の規定に該当しないこと。
- (エ) 熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱、熊本市上下水道局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱、熊本市病院局物品購入契約等に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (オ) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (カ) 熊本市税の滞納がないこと。
- (キ) 以下に示す者又はその者と関連をもつ者でないこと。

- (a) 本事業に関する市のアドバイザー業務を受託する株式会社日本総合研究所、同協力企業である復建調査設計株式会社及び西村あさひ法律事務所

- (b) 本事業の審査を行う熊本市新西部環境工場整備及び運営事業者審査委員会の委員が属する企業

なお、関連をもつ者とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 を超える株式を有し、又はその出資の 100 分の 20 を超える出資をしているか、若しくは当該企業の役員（取締役以上）を兼ねている者をいう。

イ 本施設の設計・施工を行う企業

応募者のうち、本施設の設計・施工を行う企業は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体企業又は次に掲げる条件を満たす者により構成される異工種 J V とする。

- (ア) 本施設の設計・施工を行う単体企業又は異工種 J V の構成員のすべては熊本市に対して熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和 41 年規則第 15 号。以下「資格審査規則」という。）第 3 条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第 10 条に規定する有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (イ) 仮契約締結予定日の 1 年 7 月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- (ウ) プラント部分の設計・施工を担当する企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100

号) 第 3 条第 6 項に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(エ) プラント部分の設計・施工を担当する企業は、以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設のプラント部分を自社施工した実績を有すること。

- (a) 1 炉 100t/日以上の規模かつ 2 炉構成以上。
- (b) 廃棄物発電を行っていること。
- (c) 資格審査申請書類提出締切り前日現在でのべ 3 年以上の稼働実績を有すること。

(オ) 建築部分の設計・施工を担当する企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(カ) 建築部分の設計・施工を担当する企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(キ) 土木部分の施工を担当する企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 6 項に規定する土木一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(ク) 本施設工事に關し、次に掲げる条件をすべて満たす者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。（建設業法第 7 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。）

- (a) プラント部分の施工を担当する企業においては、清掃施設工事について建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者。
- (b) 建築部分の施工を担当する企業においては、建築一式工事について建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者。
- (c) 土木部分の施工を担当する企業においては、土木一式工事について建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級土木施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者。
- (d) 直接かつ連続して 3 ヶ月以上の雇用関係を有する者。
- (e) 監理技術者については、担当する部分の工事に係る監理技術者資格証を有する者であること。なお、資格証の交付（更新を含む。）を平成 16 年 3 月 1 日以降に受けた者は、過去 5 年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有すること。

(ケ) 異工種 J V の場合の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、その出資割合が構成員中最大であること（代表者としての責任と権限にふさわしい施工能力を必要とすることから、例えば経営事項審査の総合評点が高い者等、構成員の中で施工能力が大きいことが判断できる者）。

ウ 本施設の運転及び維持管理を行う企業

応募者のうち、本施設の運転及び維持管理業務を担当する企業（以下「運転維持管理企業」という）は、次の要件をすべて満たしていること。

(ア) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本

市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

- (イ) 業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (ウ) 以下の条件をすべて満たす廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設において延べ 1 年以上の運転管理実績があること。
 - (a) 1 炉 100t/日以上の規模かつ 2 炉構成以上。
 - (b) 廃棄物発電を行っていること。
 - (c) 資格審査申請書類提出締切り前日現在でのべ 3 年以上の稼働実績を有すること。

エ 本施設で発生する飛灰の運搬及び再資源化を行う企業

応募者のうち、本施設の飛灰の運搬及び再資源化業務を担当する企業（共同企業体の場合は共同企業体の構成員）は、次の要件をすべて満たしていること。

- (ア) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成 20 年告示第 731 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第 1 分類「廃棄物処理業務」・第 2 分類「特別管理産業廃棄物収集運搬、処分」業務での登録をしていること。
- (イ) 特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 号ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、第 6 号、第 7 号又は第 9 号のいずれかに規定するばいじんの収集運搬又は処分を当該許可の範囲に含むものに限る。）を有する者であって、資格審査申請書類提出締切り前日現在、当該許可に係る事業を営み 1 年以上経過している者であること。

(3) 参加資格の喪失

応募者の構成企業が、入札書類の受付締切日までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。

ただし、(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業が、代表企業に該当せず、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等入札手続の透明性、公平性を害さないと市が特に認める場合に限り、(2)に掲げる資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができる。

8 資格審査

応募者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

(1) 資格審査申請書類の提出

応募者の代表企業（以下「参加表明者」という。）は、構成企業が、7.(2)に掲げる「応募者の参加資格要件」を満足することを証明するため、「資格審査申請書（様式第 2 号）」及び参加資格確認資料（以下総称して「資格審査申請書類」という。）を担当部局に提出しなければならない。

(2) 参加表明者が提出する資格審査申請書類

資格審査申請書類は以下のとおりとする。

- ア 資格審査申請書（様式第 2 号）
- イ 応募者の構成（様式第 3 号）
- ウ 委任状〔代表企業への委任状〕（様式第 4 号）
- エ 委任状〔代表企業内受任者への委任状〕（様式第 5 号）
（必要な代表企業のみでよい）
- オ 代表企業の財務的信用力を証明する書類（格付、財務諸表（3 期分）等）
- カ 本施設の設計・施工業務を行う企業が、各々担当する部分に関する主任技術者又は監理技術者として専任で配置する予定の技術者の経歴等（様式第 6 号）
- キ 本施設の設計・施工業務を行う企業の実績（様式第 7 号）
- ク 本施設の運転及び維持管理業務を行う企業の実績（様式第 8 号）
- ケ 7. (2) エ (イ) の資格を証明する書類（許可書の写し等）
- コ 各構成企業の組織体制（部門等）が確認できる書類
- サ 7. (2) イ (ウ) (カ) (キ) の許可を証明する書類（許可書の写し等）
- シ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証明する書類（登録証明書等）

(3) 資格審査申請書類の提出方法

資格審査申請書類は、持参により、平成 23 年 8 月 9 日（火）午後 5 時 00 分までに担当部局へ提出すること。郵送又は伝送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。

なお、提出部数は、正本 1 部、副本（正本のコピー）1 部とする。又はファイリングする等、整理した上で提出すること。

(4) 参加資格要件の確認方法

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

(5) 応募者の選定

市は、7. (2)に掲げる「応募者の参加資格要件」を満たすことが確認された応募者のみ、本審査に参加できるものとする

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、平成 23 年 8 月 22 日（月）に書面により各参加表明者へ通知する。

(7) 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ア 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に、市長に対して競争入札参加資格が

ないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

イ 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 対話の実施

市は、以下に基づき、資格審査通過者との対話を行う。

(1) 対話の目的

ア 本事業の位置づけや市の意図の理解促進

本事業は、「循環型社会の実現に貢献すべき事業」として実施され、以下に示すコンセプトを有する。そのため、応募者が、市にとっての本事業の位置づけや特徴を理解した上で、提案を作成できるよう、必要な情報を的確に伝える必要がある。

- (ア) 安心・安全な処理体制の構築
- (イ) 低炭素社会実現への貢献
- (ウ) 飛灰の有効利用・最終処分量の低減
- (エ) 環境教育への貢献
- (オ) 効率性の確保
- (カ) 周辺環境・周辺地域への配慮

イ 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、民間事業者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避することが必要になる。

(2) 対話の流れ

対話は、以下の流れで実施する。

ア 対話要領の送付

資格審査通過者に対し、募集要項第2部と同時に市より対話要領を送付する。対話要領の送付にあわせて、市から対話時に確認したい事項を電子メールにおいて提示する。また、対話要領において、当日の対話の実施概要（時間配分等）を示す。

イ 対話用資料の提出

対話に参加する資格審査通過者（以下、「対話参加者」という。）は、対話要領を受領後、平成23年9月2日（金）午後5時00分までに、対話の申込書（様式第10号①）及び、対話用資料（様式第10号②）（対話要領に示す提示資料、対話参加者からの質問事項、参加者リスト等）を担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれるこ

と。

ウ 対話の実施

市と対話参加者は、対話用資料等をもとに、平成 23 年 9 月 15 日（木）又は 9 月 16 日（金）に対話を行う。

エ 追加質疑の提出

対話参加者は対話結果を踏まえ、対話内容に関する追加質疑がある場合には、追加質疑の内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレスに送信する。また、電子メール送信後、メールの到着について担当部局に確認の連絡をいれること。

なお、提出期限は平成 23 年 9 月 21 日（水）午後 5 時 00 分までとする。

オ 追加質疑に対する回答

担当部局は、対話を踏まえた追加質疑に対する回答を、対話参加者全員に送付する。

なお、送付日は平成 23 年 9 月 30 日（金）とする。

10 入札書類の提出

対話終了後、資格審査通過者は、入札書類を提出する。

(1) 入札書類の構成

入札書類の構成は次のとおりとし、様式集（第 2 部）に沿って作成する。

- ア 入札書（様式第 12 号）
- イ 技術提案書（様式第 13 号）
- ウ 非価格要素提案書（様式第 14 号）
- エ 事業計画書（様式第 15 号）
- オ 要求水準適合状況表（様式第 16 号）
- カ 業務分担届出書（様式第 17 号）
- キ 委任状（様式第 18 号）
- ク 契約構造（様式第 19 号）

(2) 入札書類の提出方法

入札書類各 15 部（正本 1 部、副本 14 部、(1) のア、エ、キについては各 1 部）と CD-R/RW を(3)にしたがって持参により提出すること。市は、入札書類の提出に対して受領書を交付する。

ア 正本 1 部（添付書類を含め、入札参加者名がわかるもの）

イ 副本 14 部（添付書類を含め、正本から社名及び社名を類推できる表現・ロゴ等を外したもの。業務実績についても社名が分かるような表現は行わないこと。押印不要。）

ウ 入札書及び事業計画書（(1) のア、エ）について

入札書及び事業計画書はそれぞれ封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、競争入札に参加する事業名及び入札書または事業計画書在中の旨

並びに入札参加者名を記載して提出すること。なお、事業計画書は複数の封筒で提出が必要になる場合もあるので、そのときは「○通中の○」と記載し、提出数が明確になるようにすること。

なお、CD-R/RW には、入札書類の電子データを格納すること。また、CD-R/RW への格納の条件は次のとおりとする。

- ア CD-R/RW : Windows フォーマット
- イ 使用アプリケーション : 様式の指定があるもの、説明文等は、Microsoft 社製の Word、Excel の 2000 以降のバージョン。その他図面等は、PDF 形式。
- ウ ウィルスチェック : CD-R/RW はウィルスチェックを行ってから提出すること。
 - (ア) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
 - (イ) 最新のウィルスも検出できるように、ウィルス対策ソフトには常に最新のデータに更新したものを利用する。
 - (ウ) 電子媒体の表面又は別紙電子媒体納品書に、「使用したウィルス対策ソフト名」、「ウィルス (パターンファイル) 定義年月日又はパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記する。

(3) 入札書類の提出

ア 提出期限 : 平成 23 年 11 月 4 日 (金) 午後 5 時 00 分まで

イ 提出場所 : 担当部局

持参して行うこととし、郵送及び電送 (ファックス、電子メール等) によるものは認めない。代理人が持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の辞退

資格審査通過者は、入札書類提出時まで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、その旨を記載した書面を担当部局に直接持参すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア 入札参加資格がない者による応募

イ 熊本市工事競争入札心得 (平成 2 年告示第 107 号) 第 5 条に準じるほか、資格審査申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をしたもの

ウ 入札書類の記載事項が不明なもの又は入札書類に記名若しくは押印のないもの

エ 入札書類が不足しているもの

オ 他人の代理を兼ね又は 2 人以上の代理をしたものに係る応募

カ 入札書の金額を改ざんし、又は訂正したもの

キ 一定の金額で価格を表示していないもの

ク 入札について不正な行為があったとき

ケ 「10(3)入札書類の提出」に示した方法によらないで提出されたもの (期限までに到達しなかった場合を含む。)

コ その他入札に関する条件に違反したとき

このほか、一の応募者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。

また、入札を無効とした場合は、当該入札書類は、返却しないものとする。

(6) 入札に当たっての留意事項

入札に当たっては、応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に募集手続きを執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合、市は、当該応募者を募集手続きに参加させず又は募集手続きの執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、市が必要と認めたときは、募集手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札執行回数は1回とする。

(7) 入札に参加する応募者が1者である場合の措置

入札に参加する応募者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は履行期間の変更を行うことがある。

(8) 入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、審査の過程において、市がこれらの書類の明瞭化のための問い合わせや追加資料の提出を求めることがある。

(9) 入札保証金

熊本市契約事務取扱規則第5条に定めるところにより、免除する。

1.1 本審査

市は、以下の手順を経て本審査を実施し、落札者を選定する。

(1) 形式審査

市は、以下について形式審査を行う。形式審査では、入札書類が要求水準書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

ア 入札書類についての審査

(ア) 必要な書類がそろっているか

(イ) 書類間で整合しているか

イ 提案と要求水準の適合性等の確認

(ア) すべての業務について、要求水準を満たした提案がなされているか

(イ) すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

(ウ) 提案内容が、事業の継続性の面において妥当か

(2) 非価格要素審査

(1)の形式審査を通過した応募者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、「落札者決定基準」に基づき、非価格要素について審査し、非価格要素点を算定する。

なお、審査に当たっては、応募者へのヒアリングを実施する。

(3) 価格審査

予定価格の制限の範囲内にある最終審査対象者の入札価格を「落札者決定基準」に定める価格点算定式により価格点に換算し、価格点を算定する。なお、入札価格と事業計画書の整合性を確認する。また、入札価格が予定価格の制限の範囲内でない最終審査対象者は失格とする。

(4) 総合評価の実施・落札者の選定

(3)で算定した価格点と(2)で算定した非価格要素点から「落札者決定基準」に定める算式により総合評価点を算定し、最終審査対象者のうち最も高い点数の者を「落札者」として選定する。ただし、落札者として選定された者の入札価格が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、他の最終審査対象者のうち最も高い点数の者を落札者と選定する場合がある。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素点の高い者を落札者とする。この場合において、非価格要素点及び価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格の低い者を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとする。（くじの日時及び場所については、別途指示する。）

(5) 開札

入札書は以下の日時において開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

開札日： 平成23年12月22日（木）午後4時00分

開札場所： 熊本市花畑町3番1号 熊本市役所花畑町別館4階 契約検査室

(6) 選定結果の公表

市は、事業者審査委員会の報告を受けて、その結果を市ホームページにより公表する。

1.2 予定価格

本事業の予定価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）は次のとおりである。

入札価格は予定価格を超えないものとする。また、施設整備費、運営費についても、括弧内に示す費目毎の価格を超えないものとする。

予定価格 : 24,740,632,350 円
（施設整備費 : 12,399,043,650 円）
（運営費 : 12,341,588,700 円）

1.3 落札者決定後の手続き

(1) 運営事業者の設立

運営事業者の設立に際し、運営事業者の株主は、次の各号に定める事項を誓約すること。なお、詳細は契約書案に示す。

- ア 運営事業者の設立に当たり、全ての構成員が出資を行うこととする。また、構成員以外からの出資は認めない。
- イ 代表企業の議決権付普通株式の保有割合が、100分の50を超えるものとする。
- ウ 運営事業者は、本施設の引渡し日から事業期間を通じて、資本金を5千万円以上維持すること。
- エ 運営事業者の定款において、会社法（平成17年法律第86号）第326号第2項に従い監査役並びに会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を市に提出すること。
- オ 運営事業者の株主は、市の同意を得て、特別目的会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分、増資を行うことができる。
- カ 運営事業者による本施設の運営の不具合により市が被った損害は、運営事業者が賠償するが、代表企業は、当該債務を保証すること。ただし、当該債務保証の額は、事業期間の業務委託費の10%を上限とする。

(2) 契約内容の協議

市と落札者は、基本協定を締結後、基本契約、工事請負契約、運営業務委託契約、運搬業務委託契約、飛灰処理委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は、契約書案に関する詳細の協議を行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。

契約内容の協議の後、市は落札者と基本契約、工事請負契約、運営業務委託契約、運搬業務委託契約、飛灰処理委託契約の締結を行う。

(3) 契約の締結

市と落札者は、次のとおり、各契約を締結する。

ア 基本協定

市と落札者は、特定事業契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

イ 基本契約

市と落札者及び運営事業者は、本事業の実施（本施設の設計・施工及び運営）に関する包括的な契約として、基本契約を締結する。

ウ 工事請負契約

市と工事請負事業者は、下記(4)の規定に従い、本施設の設計・施工等業務に関する仮契約を締結する。本仮契約は、議会の議決を経て正式契約となる。

エ 運營業務委託契約

市と運営事業者は、本施設の運營業務委託契約を締結する。

オ 運搬業務委託契約

市と飛灰運搬企業は、飛灰の運搬業務委託契約を締結する。

カ 飛灰処理委託契約

市と飛灰処理企業は、飛灰の処理委託契約を締結する。

(4) 工事請負契約の締結方法について

工事請負契約を締結するにあたって、市は、本施設の設計・施工を担当する企業が結成した共同企業体、若しくは本施設の設計・施工を担当する企業と工事請負契約を締結し、本企業が担わない業務については、下請負する。

なお、工事の実施にあたっては、地元企業（熊本市内に本店・本社を有する企業）の活用を基本とする。

(5) 交付金申請手続きへの協力

工事請負事業者は、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金要綱等に適合するように設計・施工、関連資料等の作成を行うこと。

1.4 契約保証金

工事請負事業者、運営事業者は、各々の契約に定める金額以上の金額の契約保証金又はこれに代わる担保を各々の契約締結と同時に市に差し入れること。

1.5 その他

(1) 費用負担

契約締結に至る上記すべての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本事業に関する対話以外のすべての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また応募に関する書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメー

トル法とする。入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

(3) 審査結果理由の説明請求

参加表明者は、各審査結果の理由について、市に説明を求めることができる。

ア 説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して 5 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、当該書面は郵送または持参により提出するものとし、持参の場合は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

イ 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面により行う。

(4) 入札書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、契約に至らなかった応募者の入札書類については、本審査の目的以外には使用しない。
なお、入札書類は返却しない。

(5) 債務負担行為

本事業に関する予算措置として、平成 23 年第 2 回熊本市議会定例会で債務負担行為を定めている。

(6) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

別添 1 : 非価格要素点の算出方法

(1) 評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下のとおりである。

図表 非価格要素の評価項目及び配点

評価項目		評価の視点	配点
環境への配慮	低炭素化社会実現への貢献	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー有効利用に対する意識の高さ 温室効果ガス排出削減等による環境負荷の低減への貢献度 	5
	地域の周辺環境との調和	<ul style="list-style-type: none"> 圧迫感の少ない施設形状、色彩の採用等の工夫、周辺環境や地域住民への配慮 	5
	啓発・環境学習機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育の場としての効果 	4
安心・安全な施設	施設の安全性	<ul style="list-style-type: none"> 施設構造の信頼性（土木建築・プラント構造） ユニバーサルデザインの導入効果 	5
	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 的確なリスク把握とその対応 	4
	施設建設時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 施工段階における調整能力 	4
事業活動の安定性	ごみ処理システムの安定性	<ul style="list-style-type: none"> ごみ質、ごみ量の短期、長期の変動時の対応能力 	5
	事業のモニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> セルフモニタリングを市と連携して実施する必要性の認識と実施にあたっての配慮 	5
	SPC の経営安定化	<ul style="list-style-type: none"> 将来予測に対する的確な分析とその対応方針 	4
将来を見据えた維持管理	事業引継ぎ時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業引継ぎ時に想定される課題の認識と解決能力 	4
	プラント施設の主要部分に対する維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 主要部分への認識とその維持管理に対する提案能力 	4
	プラント施設の長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 基本性能劣化に対する分析能力と性能維持への提案能力 	5
地域経済への貢献 (E 評価：失格)	建設段階及び運営段階における地元企業の参入促進及び熊本市内在住者の就労機会等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業への発注及び市内在住者の就労機会についての提案内容の具体性と実現性 その他、障がい者の就労機会等への配慮など地域経済への貢献となる提案 <p>※地元企業への地元貢献割合（地元貢献予定金額／入札金額）が 20%超は加点評価の対象とし、5%以上 20%未満は減点対象とする。（詳細は次ページ参照）</p>	6
合計			60

(2) 点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、各項目に関して以下に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

点数は、小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

図表 評価点の付与の考え方

	判断基準	評価点の算出方法
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点× 75%
C	普通	配点× 50%
D	改善の余地がある	配点× 25%
E	改善が望ましい	配点× 0%

なお、「地域経済への貢献」の区分がE評価の場合には、失格とする。

「地域経済への貢献」の区分については、「具体的な提案を求める事項」の欄の【必須項目】が次のア及びイをともに満たす場合にはD評価以上とし、いずれか一方でも満たさない場合にはE評価とする。

ア 施設整備時における地元企業発注予定金額の合計額の入札金額に対する割合が5%以上の額であること。

イ 運営時における発注予定金額（発注・業務委託・地元雇用等）の合計額が入札金額に対する割合の5%以上の額であること。

また、「地域経済への貢献」の区分内で、地元企業への貢献割合が次のウ及びエの場合は、それぞれ各号の記載どおりの減点を課すものとする。

ウ 施設整備時における地元企業発注予定金額の合計額の入札金額に対する割合が5%以上20%未満 -3~-0.2点の減点。

エ 運営時における地元貢献予定金額（発注・業務委託・地元雇用等）の合計額の入札金額に対する割合が5%以上20%未満 -3~-0.2点の減点。

※地元貢献割合の具体性・実現性については「地域経済への貢献」での加点対象となる。

(備考) 減点点数表

地元貢献割合	減点点数
19%以上 20%未満	-0.2
18%以上 19%未満	-0.4
17%以上 18%未満	-0.6
16%以上 17%未満	-0.8
15%以上 16%未満	-1.0
14%以上 15%未満	-1.2
13%以上 14%未満	-1.4
12%以上 13%未満	-1.6

地元貢献割合	減点点数
11%以上 12%未満	-1.8
10%以上 11%未満	-2.0
9%以上 10%未満	-2.2
8%以上 9%未満	-2.4
7%以上 8%未満	-2.6
6%以上 7%未満	-2.8
5%以上 6%未満	-3.0
5%未満	失格